



奄美審第3号
平成20年6月25日

国土交通大臣 冬柴鐵三殿
総務大臣 増田寛也殿
農林水産大臣 若林正俊殿

奄美群島振興開発審議会
会長 宮廻甫



奄美群島の振興開発について

本審議会は、奄美群島振興開発計画の最終年度にあたり、奄美群島の振興開発に関して今後とるべき措置につき審議した結果、奄美群島振興開発特別措置法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を申し出ます。

記

昭和28年12月に我が国に復帰した奄美群島については、昭和29年の復興計画以来、数次にわたり振興開発のための計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置することや、台風の常襲、ハブや特殊病虫害の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による様々な不利性を克服するため、産業の振興、社会資本の整備等に積極的な諸施策が講じられてきた。

これらの諸施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により着実に実施され、地域住民の生活水準が向上したほか、高付加価値型農業や焼酎産業の進展等もみられる。特に、現在の奄美群島振興開発特別措置法により振興開発計画の策定主体が国から県に移行し、地域住民の参画も得て関係地方公共団体により主体的な計画が策定された。このため、そうした計画等に基づき自立的経済社会への転換を目指して地域の特徴や伝統文化を踏まえた観光や交流活動等が積極的に展開され、自立的発展について、その萌芽がみられる等一定の成果をあげている。

今後の奄美群島の振興開発においては、より一層の自立的発展に向けて、地域主体の取組の定着を図ることが重要である。具体的には、奄美群島では、これまで不利性としてとらえられてきた地理的、自然的条件等を他の地域に無い優位性のある魅力と資源としてとらえ、その優位性の発想に基づく地域振興を進め、地元の発意による地域の個性と地元の創意を生かした地域主体の地域づくりが広がってきたが、さらに、地域の主体的取組を一層進めるため、ボランティアやNPO等とともに「新たな公」を育むシステムの構築を行うことが必要である。

一方、奄美群島においては、本土との間に所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差がまだ残されている等様々な課題がある。特に若年層の人口流

出が続いていることから、産業の発展等によりこの層を中心とした雇用機会の拡大を図ることが引き続き自立的発展に向けての大きな課題となっている。また、奄美群島内の均衡ある発展という観点から引き続き社会資本等の整備を各島において進めていく必要がある。

雇用機会の拡大については、地域の特性を踏まえた地域産業の振興開発を進めるとともに、人材育成を図ることが重要である。この観点から、特に、農業については、島ごとの特性・独自性を生かした高付加価値型農業の進展を図ること、観光については、地理的に東アジアに開かれた位置にあるという利点を生かすとともに沖縄等奄美群島近隣地域との連携を図ることや奄美群島固有の自然・文化を生かすこと、情報通信については、情報通信基盤の整備を進めるとともに情報通信技術の活用による産業の振興を図ることが重要である。また、情報通信技術を活用して離島においても競争力がある高付加価値な製品を生産する企業の誘致を図ることも重要である。

奄美群島の自立的発展を促すためには、総合的かつ戦略的な諸施策の実施が必要であり、このため、引き続き、ハード施策とソフト施策を一体的に実施することが必要である。特に、ソフト施策については、ハード施策の効用を最大化するため、産業の活性化、人材育成、二地域居住等の地域間交流の促進等を図り、奄美群島の特徴や魅力を積極的かつ印象深く情報発信することが重要である。

一方、奄美群島の豊かな自然を守るため、環境保全のための施策に積極的に取り組むことが必要である。

以上のような施策を展開していくためには、振興開発計画に関し、地域住民の参画と地元の自助努力を基にして、鹿児島県や国等の関係者が協力していくことを基本とする法的枠組みにより、各種施策を効果的に実施することが必要である。このため、政府は、関係地方公共団体と協力して平成21年度以降の奄美群島の振興開発のため、地域主体で策定される新たな計画の下、これに基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである。なお、この際、沖縄振興に関する諸施策の状況やそれとの調和も考慮すべきである。

なお、独立行政法人奄美群島振興開発基金については、奄美群島で融資・保証業務を一元的に行う機関であり、一定規模の産業資金を供給する等同群島の振興開発に重要な役割を果たしてきたが、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）を踏まえ、自己収入の増加等により財務状況の健全化を一層進める一方、地方公共団体等様々な機関とのネットワークを構築し、資金需要の掘り起こし機能や企業のコンサルタント的役割を強化して起業段階にあるベンチャー企業や事業転換又は事業の多角化を図ろうとする企業をはじめとする地域の事業者を支援する等地域に密着した金融業務を行うべきである。

また、奄美群島が自立的発展を着実に実現していくためには、関係地方公共団体において振興開発計画の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策が講じられることが必要であり、諸施策の目的の明確化と定期的評価を行うことを目的としたフォローのための仕組みを設けることを検討するべきである。



奄美審第6号

平成15年6月18日

国土交通大臣 林 寛子 殿
総務大臣 片山 虎之助 殿
農林水産大臣 亀井 善之 殿

奄美群島振興開発審議会
会長 宮廻 甫



奄美群島の振興開発について

本審議会は、第三次奄美群島振興開発計画の最終年度にあたり、奄美群島の振興開発に関して今後とるべき措置につき審議した結果、奄美群島振興開発特別措置法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を申し出ます。

記

昭和28年12月にわが国に復帰した奄美群島については、昭和29年の復興計画以来、数次にわたる計画が策定され、産業の振興、社会資本の整備等のための積極的な諸施策が講じられてきた。

これらの諸施策は、国の特別措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。

しかしながら、奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による様々な不利性を抱えており、その不利性を克服するための取組を実施する必要がある。また、本土や沖縄との間に所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差がまだ残されており、また、高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題を含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。

一方、奄美群島は、広大な圏域の亜熱帯地域に位置することから、亜熱帯性・海洋性の豊かな自然環境や世界に類を見ない貴重な動植物を有する自然的特性、また、島唄に代表される多様で個性的な伝統文化等の文化的特性、加えて、長寿

・癒しの島等の社会的特性など他の地域にない風土的な魅力と資源に恵まれている。奄美群島の地理的、自然的条件等はこれまで不利性として捉えられてきたが、視点を変えれば、奄美群島の自然的特性や文化的特性、社会的特性などは、国の宝ともいべき他の地域にない魅力と資源であるからこそ、優位性として捉えなおすことができるものである。

今後、奄美群島における地域振興を進めるに当たっては、格差是正の進展のみならず、優位性を伸ばすという視点を明確にして、必要な基盤施設の整備を進めるとともに、これを生かし、地域の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、その優位性の発想に基づく地域振興を進め、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換することが必要である。

このため、まず、地域住民の意思を地域振興に反映させる必要があることから、島ごとの特性（文化、風土等）の相違を踏まえ、地域住民の参画のもと、地元発意による地域の個性と地元の創意を生かした、地元の自助努力による主体的な地域づくりが不可欠であると考えられる。

事業の実施については、経済・社会的基盤の整備を引き続き進めるとともに、奄美群島振興開発基金を活用しつつ、島ごとの独自性を重視した産業振興施策等を連携して実施し、いわゆるハード施策とソフト施策を一体的に実施する総合的な取組が必要である。また、地域経済の中心的役割を果たす地域産業の振興施策については、島ごとの独自性を重視した観光産業等の地域の特性・独自性を活かした産業振興施策を展開するとともに、奄美群島のPRや特色を生かした商品開発等による集客力の向上、人材や研究機能の育成、文化を通じた交流活動の推進等を図り、総合的・戦略的な施策を推進することが必要である。

以上のような施策を展開していくためには、「優位性への転換と自立的発展」を基本とする法的枠組の下で、各種施策を効果的に実施することが必要であり、これにより、住民が安心して暮らせる活力に満ちた地域社会の実現と国民の利益の増進が図られるものとする。

よって政府は、以上の諸点を勘案し、沖縄振興に係る諸施策の状況をも考慮し、関係地方公共団体と協力して平成16年度以降の奄美群島の振興のため、新たな計画の下、これに基づく事業の実施など特別の措置を積極的に講じていくべきである。